

# 福井空港 A2-BCP



令和3年11月

福井県福井空港事務所

## 福井空港A2-BCP 改正記録表

改正番号	改正年月日	起案番号	改正内容
1	2020/3/16	第66号	新規制定
2	2020/9/23	第 号	協定書更新及び連絡体系の変更
3	2021/5/24	第 号	ドクヘリ運航に伴う変更
4	2021/11/1		航空交通業務機関のコールサインの変更

## 目 次

1. 被害想定	
(1) 地震	1 頁
(2) 津波	2 頁
(3) 悪天候等	2 頁
2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定	
(1) 滞留者の安全・安心の確保	4 頁
(2) 背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧	4 頁
3. 「A2-HQ」(「A2-BCP」-Headquarters: 総合対策本部) の設置	
(1) A2-HQの設置	5 頁
(2) A2-HQの構成	7 頁
(3) A2-HQの役割	8 頁
4. 全ての空港において策定すべき計画	
(1) 滞留者対応計画(4-1)	9 頁
(2) 早期復旧計画(4-2)	11 頁
(3) 電力供給機能(4-3)	14 頁
(4) 通信機能(4-4)	16 頁
(5) 上下水道機能(4-5)	18 頁
(6) 燃料供給機能(4-6)	20 頁
(7) 空港アクセス機能(4-7)	22 頁
5. 当該空港の利用状況や位置づけを踏まえ必要に応じて策定する計画	
(1) 非常時における発着調整計画(5-1)	23 頁
(2) 貨物施設復旧計画(5-2)	25 頁
(3) 役割分担に関する協定(5-3)	26 頁
6. 外部機関との連携	27 頁
7. 情報発信	
(1) 整理すべき情報と担当機関	28 頁
(2) 情報の集約と発信	29 頁
8. 訓練計画	
(1) 訓練の実施	31 頁
(2) 日常点検の実施	31 頁
9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況	
(1) 基本施設	32 頁
(2) 無線施設	32 頁
(3) 灯火・電気施設	32 頁
(4) 旅客ターミナル	32 頁
10. 外部機関との連携	33 頁

1. 被害想定

(1) 地震

①想定規模（震度 6）

坂井市地域防災計画と同じ福井平野東縁断層帯を震源とする地震（マグニチュード 7.6）とする。

（参考）福井地震 1948年6月28日 マグニチュード7.1 死者 3,861人（気象庁）

②被害状況

坂井市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

・ 坂井市被害想定

- ① 建物被害 木造・非木造（RC造、S造、軽量S造）を合わせて2万棟以上が全半壊
- ② 人的被害 死者数 691人  
負傷者数 1,521人  
避難者数 47,865人  
帰宅困難者数 2,181人

・ 福井空港の被害想定

- ① 空港ビルライフライン 一部が停電。断水し、下水も使用不可。
- ② 空港ビル（耐震化未施工）使用不能
- ③ 交通機関の想定 鉄道が運休止、高速道路が通行止め。  
空港ビル内に滞留者が10人（すべて関係者）  
滞留。
- ④ 滑走路、誘導路等の基本施設 液状化により使用不可。



① 福井空港ビル（S41）

② 福井空港エプロン付近（H16）



(2) 津波

①想定規模

坂井市地域防災計画と同じ若狭海丘列付近断層を震源とする地震とする。

②被害状況

空港については以下を想定。

- ・ 被害なし

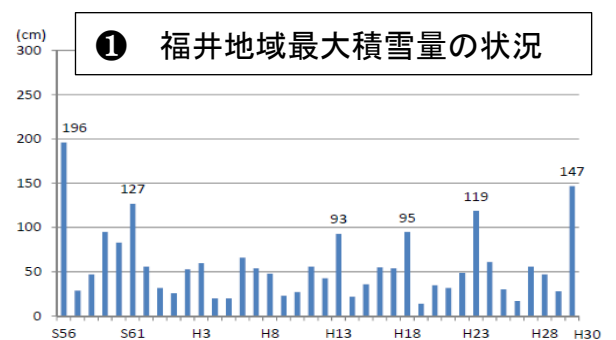
(3) 悪天候等

①想定規模

- ・ 大雨：1日に803mm以上の降雨を観測（ハザードマップで想定する最大雨量）。
- ・ 台風：瞬間最大風速33.4m/s（2017年10月23日観測（出典：気象庁））
- ・ 大雪：196cm以上の積雪を観測（1981年観測（出典：気象庁））

(参考) 坂井市春江地点における観測記録（2003年～2019年）（出典：気象庁）

日雨量	154 mm (2004. 9)
時間雨量	53 mm (2004. 7)
日最大風速	26m/S (北北東) (2004. 10)
最大瞬間風速	33.4m/S (北) (2017. 10)



②被害状況

兵庫川ハザードマップの被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

・ 福井空港の被害想定

- ① 交通機関の想定 鉄道が運休し、高速道路が通行止め。  
空港ビル内に滞留者がなし。
- ② 滑走路、誘導路の基本施設 積雪により滑走路及び誘導路が使用不可。

※ 今回想定した被害想定は当該地域で過去に発生した最大規模であり、「軽微」、「甚大」、「壊滅」それぞれの被害レベルによって復旧に要する時間や労力等が大幅に変更していく。  
また、各機関が個別のBCPにおいて具体的な復旧方法等を検討しておくことが有効。

② 福井空港除雪状況 (H30)



③ 兵庫川 ハザードマップ

【洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



【洪水浸水想定区域図（計画規模）】



※ 水防法第14条第1項の規定に基づき、洪水予報河川および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定。



## 2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

## (1) 滞留者の安全・安心の確保

- ・自然災害発生後、旅客等滞留者に対する食糧等の備蓄はなく、坂井市と連携し、指定避難所等への搬送を行う体制を整備
- ・自然災害発生後 7 2 時間は非常用発電機の稼働による必要な電力を維持。  
非常用発電機で対応する設備…灯火施設、気象観測設備、電話・無線設備のほか  
事務室のパソコン、コピー機等
- ・鉄道アクセス喪失時は、速やかに指定避難所まで公用車にて搬送手段を確保。

## 【参考】①坂井市春江町 指定避難所

No.	施設名	所在地	電話番号
1	春江中学校	春江町江留中 15-15	51-0188
2	春江小学校	春江町境 28-28	51-0172
3	春江西小学校	春江町西太郎丸 3-3	51-0152
4	大石小学校	春江町上小森 5-7-1	72-0030
5	春江東小学校	春江町中筋 29-1	58-5820

## ②福井空港事務所 公用車

ライトバン (400 た 3033)

賃借契約期間

平成 2 8 年 7 月 6 日～平成 3 5 年 7 月 5 日



## (2) 背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・大規模地震及びそれに伴う津波により被災した場合であっても、警報解除後等復旧作業が開始でき次第、7 2 時間以内に民間航空機（回転翼に限る。）の運航が可能となる状態まで空港機能を復旧。

## 【参考】福井地震（S23）での液状化

H30 福井空港定期検査測量業務報告書において、空港周辺は軟弱地盤のため航空法に基づく補強対策を講じている。しかし、想定する地震発生時においては液状化による路盤損傷・決壊が見込まれる。

- ・特別警報級の気象（大雨、台風、大雪、・・・等）により被災した場合であっても、気象状況の回復後 7 2 時間以内に民間航空機（回転翼に限る。）の運航が可能となる状態までエプロン・格納庫等の空港施設を復旧。

## 【参考】兵庫川越水による空港施設の浸水

R1.6 県河川課が作成した兵庫川ハザードマップにおいては、兵庫川周辺の滑走路付近の浸水が見込まれる。水が引き次第、施設の損傷等を確認後、使用の可否を判断していくため、当面の間は回転翼に限定して運航を認めるものとする。

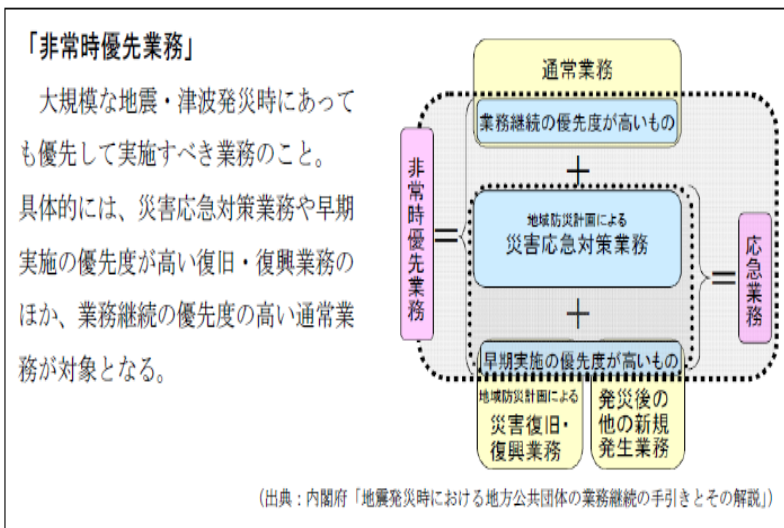
### 3. 「A2-HQ」の設置

#### (1) 「A2-HQ」の設置

- ・福井空港においては、設置基準に達する自然災害が発生した場合において、「A2-HQ」が設置される。
- ・県業務継続計画（震災対策編）に基づく職員参集計画に応じて、所属職員が参集する。

(参考) 福井県職員参集計画

#### ① 非常時優先業務



〔業務の着手時期〕			
区分	着手時期	業務着手の考え方	業務例
初期段階	発災直後～2時間以内	・人命救助・救出等の緊急性の高い応急活動業務（県民の生命・身体の保護） ・組織として業務遂行に必要な不可欠な業務	・災害対策本部運営 ・被害情報の収集、安否確認 ・自衛隊派遣要請 ・緊急消防援助隊への応援要請 ・県庁舎等の被害状況把握
	2時間～1日以内	・救助・救急以外の応急活動業務 ・健康福祉を維持する業務 ・社会機能を維持する業務	・救援物資の受理、供給 ・避難所の運営協力 ・血液確保対策 ・土壌汚染対策 ・選挙の管理執行
応急段階	1日～3日以内	・応急復旧に係る業務 ・組織機能を維持・回復する業務	・廃棄物対策 ・心のケア ・共通事務（予算編成、令達、支払等）
	3日～1週間以内	・被災者への生活再建を支援する業務	・被災者生活再建支援金事務 ・被災者への特別貸付等事務
復旧段階	1週間～2週間以内	・復旧に係る業務	・被災生徒への学用品の調達、支給 ・災害見舞金の受理
	2週間～1か月以内	・その他の行政機能の回復	（非常時優先業務以外の通常業務を、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施・再開）

#### ② 福井空港業務継続計画

業務名	業務分類	業務量(人)	業務の着手時期 (県民に与える影響の重大性を考慮)						備考 (H31年度担当)
			発災直後(2時間以内)	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	
空港管理業務に関すること	S	0.5	0.5						Y企画主査・S主査
空港着陸承認に関すること	S	0.5	0.5						Y企画主査・S主査
福井航空気象観測に関すること	S	0.5	0.5						N主任
空港保安に関すること	A	1.0	1.0						Y企画主査
空港維持補修に関すること	A	1.0	1.0						N主任
空港電気施設の維持管理に関すること	A	1.0	1.0						N主任
空港施設使用料・着陸料の徴収	A	0.3		0.3					S主査
空港制限区域、制限表面に関すること	A	0.2		0.2					Y企画主査・S主査

#### ③ H31年度における職員参集計画

職員（嘱託職員を含む）7名のうち1日目までに参集可能な職員は2名である。

しかし、非常時優先業務をすべて実施するために必要な業務量（5人分）に対し3名不足する。

このため、港湾空港課を通じて業務に対応した職種等の職員派遣要請を行う。



### ・ A2-HQ（総合対策本部）の設置

被災時においては、台風接近前等、未然段階から現場の意思決定者（空港長や運営権者の長等）を本部長としたアクセス交通事業者も含めた総合対策本部を設置し、航空機の着陸制限などの滞留者抑制を含めた対応方針の決定等を所掌する総合対策本部（A2-HQ）を設置する。

設置に当たっては、福井空港事務所に事務局を設置するが、地震発生時においては、福井空港ビルは使用不能となることを見込まれるため、空港駐車場に臨時の事務局を設置する。

### 【参考】① 福井空港 A2-HQ の組織

No.	構成団体名	主な担当
1	県福井空港事務所	事務局
2	福井空港(株)	ビル管理
3	県防災航空事務所	防災ヘリ
4	県警察航空隊	県警ヘリ
5	公共施設地図航空(株)	常駐事業者
6	水上商事(株)	給油事業者
7	県港湾空港課	県庁窓口
8	坂井市	管轄災害窓口
9	ドクターヘリ業務受託者	ドクターヘリ

### ② 福井空港 A2-BCP-HQ 本部長

空港事務所長を充てることとするが、休日・夜間時などにおける本部長は参集職員の中から格付上位者を充てることとする。

### ③ A2-HQ の事務局の位置

福井空港事務所事務室に設置するが、震度 4 以上（福井空港維持管理・更新計画書および台風・地震・大雨時等の処理要領）の地震発生時には、庁舎・設備管理担当者が施設内の点検を行い、安全を確認後に設置場所を確定する。

また、停電時には空港事務所事務室に設置するため、非常用発電機を稼働し、最小限の事務局機能を維持する。

庁舎・設備点検の結果、ビル内での業務の安全が保障出来ない場合は、空港駐車場に臨時の事務局を設置する。

### ④ 福井空港事務所職員の安否確認および参集連絡

福井空港事務所に参集した職員が福井空港業務継続計画に基づき必要な業務を実施する。この際、県職員安否確認システムにおいて安否状況および参集見通しを確認の上、本部長が役割分担を指示する。

### ⑤ A2-HQ 構成員への参集連絡

通常電話回線機能が混雑するなど連絡が困難な場合を想定し、福井空港事務

## 【機密性2情報】

所ホームページに専用ページを設け、現状および復旧対策などを掲示し、構成員の迅速な対応を促す。

- ・設置基準については、以下の通りとする。

### ①地震

- ・福井空港で震度「4」以上の地震が発生した時は自動参集

#### 【参考】

- ① 福井空港維持管理・更新計画書（土木施設）
- ② 台風・地震・大雨時等の処理要領（電気設備）
- ③ 空港ビルなど施設の安全確認（耐震化未施工対応）

- ・県内で震度「5強」以上の地震が発生した時は県業務継続計画に基づき自動参集

### ②悪天候

- ・特別警報の発表をもって自動参集
- ・「非常に強い」台風が福井空港に大きな影響を及ぼす可能性がある進路が予想される場合
- ・「非常に強い」寒波による大雪が福井空港に大きな影響を及ぼす可能性がある場合

### ③上記①及び②に関わらず、自然災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持

- ・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と本部長（福井空港事務所長）が判断した場合

## (2)「A2-HQ」の構成

- ・「A2-HQ」の構成は下表の通りで、本部長を福井空港事務所長、副本部長を防災航空事務所長とする。

No.	構成団体名	主な担当
1	県福井空港事務所	事務局
2	福井空港(株)	ビル管理
3	県防災航空事務所	防災ヘリ
4	県警察航空隊	県警ヘリ
5	公共施設地図航空(株)	常駐事業者
6	水上商事(株)	給油事業者
7	県港湾空港課	県庁窓口
8	坂井市	管轄災害窓口
9	ドクターヘリ業務受託者	ドクターヘリ

- ・現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①防災航空事務所長、②福井空港事務所次長、③福井空港事務所主任とする。

ただし、休日・夜間など県職員参集計画に基づき参集した職員の中で、上記職員が不在の場合は格付上位の職員を充てる。

(3) 「A 2-HQ」の役割

- ・「A 2-HQ」は、次の事項を行う。
- ①自然災害に関する情報の一元的な収集、記録・整理、関係機関等への発信
- ②被害状況に基づく対応方針の決定及び計画実行の判断
- ③決定事項に基づく関係機関への指示・要請
- ④被災・復旧状況に応じた外部機関等への各種要請
- ⑤運航状況の把握（情報収集）
- ⑥空港施設の破損状況等の点検・確認
- ⑦県災害対策本部からの指示・伝達事項の確認および構成員への情報共有
- ⑧空港復旧等に係る必要な人員の派遣要請
- ⑨本部事務局の設置（必要に応じて空港駐車場内に設置）
- ⑩停電時における非常用発電機の稼働等による電源確保対策の検討・実施

【「A 2-BCP」の参集イメージ】

自然災害  
発生直後

- 関係機関において、死傷者の有無、航空機の現状、運航状況等を把握し、事務局に情報を報告。
- 事務局は国土交通省航空局に連絡（第一報は 15 分以内）
- 関係機関において、運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理。
- 設置基準に基づき「A 2-HQ」を設置（事務局ら各構成員に招集の連絡）。

↓

[30 分後]  
本部の招集

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○対応方針や計画実行の決定</li> <li>・傷病者を含む滞留者への対応、空港外への避難の要否。</li> <li>・滑走路等の空港施設の復旧、運航再開の見通し。</li> <li>・広報方針の決定。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「A 2-HQ」の全構成員（参集可能な関係機関）を招集。</li> <li>・関係機関の対応（役割分担）を確認。</li> <li>・外部機関へ支援要請。</li> </ul> |
|---|--|

↓

[120 分後]  
本部の招集

- 対応方針と役割分担を確認後、対応方針の決定に必要な機関のみ参集。

## 4-1. 滞留者対応計画

## (1) 被害想定

- ・大規模地震（震度6）の発生により空港施設が機能停止となり、航空事業者等の空港ビル利用者と空港内事業者を合わせて、空港内で夜間を過ごす滞留者が10人発生。
- ・滞留者は速やかに坂井市指定避難所へ搬送。

## (2) 行動目標

- ・自然災害発生後、速やかに滞留者を安全な場所に避難させ、負傷者等への対応にあたりるとともに、2時間以内に滞留者数及び被害状況を把握。

## (3) 役割分担

＜表 4-1-1：関係機関の役割分担＞

構成団体名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福井空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機等設備・施設の点検</li> <li>・非常時の通信・避難誘導訓練の実施</li> <li>・医療資機材等の点検・充填</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関からの被害状況の収集・整理</li> <li>・国土交通省航空局への被害状況等の連絡</li> <li>・「A2-HQ」の設置（構成員の招集）</li> <li>・医療機関への支援要請</li> <li>・自衛隊等への支援要請</li> <li>・滞留者の指定避難所への搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災設備・施設の確認および復旧対策の検討</li> <li>・応急復旧対策の施工</li> <li>・宿直職員用毛布等の調達</li> </ul>
福井空港（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客ターミナルビルの耐震化</li> <li>・プラカード、拡声器の準備</li> <li>・備蓄品の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空事業者の避難誘導</li> <li>・滞留スペースの確保</li> <li>・滞留者数の把握</li> <li>・電源、通信、上下水道等の確認</li> <li>・（必要に応じて）電源の確保</li> <li>・関係機関への協力要請（滞留者対応人員の確保等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常食や飲料水の配布</li> <li>・毛布等の提供</li> <li>・携帯電話等の充電器の提供</li> <li>・簡易トイレの提供</li> </ul>
公共施設地図航空(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫等の点検</li> <li>・所有航空機の破損点検・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井空港(株)の要請による航空事業者の避難誘導支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A2-HQからの要請に基づく業務支援</li> </ul>

構成団体名	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
坂井市	・ 地域防災計画に基づく 避難所運営の事前点検	・ 航空事業者の指定避難所 への受入 ・ 空港周辺の被災状況の連 絡	・ 空港周辺の道路 等ライフライン の復旧対応

＜表 4-1-2 : タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者				
		空港事務所	福井空港（株）		公共施設地 函航空(株)	坂井市
自然災害 発災直後	交通機関が 不通	被害状況の 収集・報告				
10 分後	滞留者△人 (概数)	本部構成員 の招集	滞留者数の把握	避難場所の確保		
20 分後	滞留者○人 (概数)	医療機関へ の支援要請	航空事業者の 避難誘導	備蓄品の順部	航空事業者 の避難誘導 支援	
30 分後	滞留者◎人 (避難完了)		通信環境の確保	備蓄品の提供		
60 分後	交通機関が 運行再開	発着調整	滞留者の誘導			
120 分後	滞留の解消		避難場所（空港ビル内）の閉鎖			指定避 難所へ の受入

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成



## 4-2. 早期復旧計画

## (1) 被害想定

- ・大規模地震（震度 6）の発生により空港施設が機能停止となり、滑走路面にクラックが発生し、航空機の離着陸が不可。

## (2) 行動目標

- ・自然災害発生後 2 時間以内に、必要な職員及び従業員が空港内に参集  
休日・夜間時における参集時間の目安（県職員参集計画（震災対策編））
- ・自然災害発生後 2 4 時間以内に、救援機（自走以外の手段で移動可能な回転翼に限る。  
緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。
- ・自然災害発生後 7 2 時間以内に、民間航空機（自走以外の手段で移動可能な回転翼に限る。）が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

## (3) 役割分担

＜表 4-2：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福井空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑走路等の液状化対策</li> <li>・排水施設（ポンプや管渠等）及び貯留施設の整備</li> <li>・空港アクセス機能喪失時や夜間等における資機材や作業員等の輸送手段の検討</li> <li>・停電時などの緊急時対応業務の洗出し・優先順位の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施設、無線施設、灯火・電気施設の被害状況の確認</li> <li>・関係機関からの被害状況の収集・整理</li> <li>・県災害対策本部や国土交通省航空局等への被害状況の報告</li> <li>・「A2-HQ」の設置（構成員の招集）</li> <li>・県業務継続計画に基づく応援職員の要請</li> <li>・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣要請</li> <li>・県協定に基づく関係団体への応援要請</li> <li>・基本施設等の応急復旧対策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施設、無線施設、灯火・電気施設の復旧（応急復旧を含む。）</li> <li>・基本施設等の復旧見通しの公表</li> <li>・防災ヘリ等災害対応機の受入調整</li> </ul>
福井空港（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港ビル及び各主要施設の被害状況の確認と福井空港事務所への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港ビル及び主要施設の復旧（応急復旧を含む。）</li> </ul>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
航空事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>格納庫等の点検</li> <li>所有航空機の破損点検・確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機や格納庫の被害状況の確認と福井空港事務所への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間航空機の運航再開に向けた調整</li> </ul>

## 【参考】① 緊急災害対策派遣隊

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）は平成 20 年 4 月の創設以来、東日本大震災や平成 30 年 7 月豪雨をはじめとした 106 の災害に対し、のべ約 10 万人・日を越える隊員を派遣し、被災地支援を実施

隊員は地方整備局等の職員を中心に 12,654 名が指名されており、災害の規模に応じて全国から被災地に出動

## ② 福井県における主な災害時応援協定等

県では、福井県地域防災計画に定める災害時の応急対策および復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、事前に民間団体等と災害時における応援協定等を締結。

No.	締結先	協定名	所管課 (H31 現在)
1	(一社) 坂井郡建設業協会	災害時等における応急対策業務に関する細目協定	砂防防災課
2	(一社) 福井県建築工業会	災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定	建築住宅課
3	(一社) 福井県電業協会	災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定	建築住宅課

＜表 4-2：タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	福井空港（株）	公共施設地 図航空(株)	坂井市
自然災害 発災直後	施設破損	被害状況の 収集・報告			
10 分後	施設点検	本部構成員 の招集	施設点検 非常用発電機の稼働	傷病者の確保	機材・施設 点検 ライフ ライン 点検
30 分後	破損概況報 告	破損部の応 急復旧対策 の検討 ノータム発 出内容の検 討	破損部応急復旧 の検討・報告	備蓄品の準備	点検結果を 空港事務所に報告
60 分後		国・県への 報告	通信環境の確保	備蓄品の提供	破損報告 (第 1 報) 空港周 辺の破 損状況 報告
120 分後	破損報告 (第 1 報)	国・県への 報告			
180 分後		応援・派遣 要請			

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成

## 4-3. 電力供給機能

## (1) 被害想定

- ・大規模地震（震度 6）の発生により福井空港が機能停止し、空港への電力供給が寸断。

## (2) 行動目標

- ・自然災害発生後、即座に非常用電源に切り替えるとともに、72時間の電力を確実に確保するため、必要な燃料を確保。

## (3) 役割分担

＜表 4-3：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福井空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保</li> <li>・非常用発電設備の点検</li> <li>・無線機など通信機器の充電器の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸電力（株）に対する各種要請（早期復旧や電源車の派遣等）</li> <li>・可搬型発電機の搬入要請</li> <li>・県協定に基づく関係団体への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（必要に応じて）回転翼に限定して離着陸を可能とするための体制の構築</li> </ul>
福井空港（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保</li> <li>・非常用電源設備の点検</li> <li>・携帯電話等の充電器の手配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港ビル内の電源施設等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明）</li> <li>・（必要に応じて）空港ビル内の電力供給エリア（滞留者の待機エリア）の限定化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源設備等の復旧</li> </ul>
航空事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源供給により運航に係る機能確保が可能な範囲の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫の代替電源の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫の代替電源の確保</li> </ul>
警察・消防等 （当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源供給により運航に係る機能確保が可能な範囲の確認</li> </ul>		

<表4-3：タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	福井空港（株）	公共施設地 函航空株	坂井市
自然災害 発災直後	施設破損	被害状況の 収集・報告			
10分後	施設点検	本部構成員 の招集	施設点検 非常用発電機の稼働	傷病者の確保	機材・施設 点検 ライフ ライン 点検
30分後	破損概況報 告	破損部の応 急復旧対策 の検討 ノータム発 出内容の検 討	破損部応急復旧 の検討・報告	備蓄品の準備	点検結果を 空港事務所に報告 格納庫の代 替電源確保
60分後		国・県への 報告	通信環境の確保	備蓄品の提供	破損報告 (第1報) 空港周 辺の破 損状況 報告
120分後	破損報告 (第1報)	国・県への 報告			
180分後		応援・派遣 要請	非常用発電設備の追加燃料調達の検討		

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成

【参考】① 福井空港 非常用発電設備の設置状況

[空港事務所で設置する非常用電源]

- ① 防災無線用非常用発電機（危機対策防災課調達）
- ② 航空灯火用非常用発電機
- ③ 空港事務所事務室用非常用発電機  
(令和3年度設置)

[空港(株)にて設置する電源]

- ① 当事務所気象観測設備および防災航空事務所、  
空港ビル所有部を対象とする自家発電機

※ 気象業務受託の際、気象庁にて空港ビル非常用電源から配線工事を設置済み（観測設備を対象）

空港(株)非常用発電機は、防災航空事務所設置時に更新（1993年頃）。防災航空事務所業務と空港(株)業務に必要な電源を確保。



① 空港(株)非常用発電機 (H4)



② 航空灯火用非常用発電機 (H17)



## 4-4. 通信機能

## (1) 被害想定

- ・大規模地震（震度6）の発生により福井空港が機能停止し、携帯電話の通信規制が行われ、音声通信が困難。

## (2) 行動目標

- ・1時間以内に通信環境を整備。
- ・県防災無線および空港無線による関係機関との情報伝達機能を維持。

【参考】国土交通省無線回線…「81」を押してから国土交通省内線番号をダイヤル  
嶺北消防組合消防本部（通信指令室）…端末局番号「353-1-216」  
坂井市総務課…「317-1-224」

- ・大阪対空センターとの電話回線は災害時優先電話のため利用可能。
- ・空港事務所HP等による通信手段等を掲載

## (3) 役割分担

＜表4-4：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福井空港事務所	＜連絡体制の構築＞ ・「A2-HQ」構成員との連絡体制の構築 ・代替通信手段（防災無線等）の準備	＜滞留者への対応＞ ・通信環境の情報収集 ・通信会社に対する異動基地局の派遣要請 ・防災無線による通信体制に移行	・無線等の充電確保
福井空港（株）	＜事業者への対応＞ ・携帯電話の充電機の確保	・電話回線復旧の要請 ・臨時Wi-Fi基地局の設置要請	＜事業者への対応＞ ・Wi-Fiが利用可能なエリアについて事業者に対して情報提供
警察・消防等 （当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）	＜連絡体制の構築＞ ・代替通信手段（衛星電話等）の準備	・防災無線による連絡体制への移行	

※タイムテーブルを添付。

&lt;表 4-4 : タイムテーブル&gt;

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	福井空港（株）	嶺北消防組合
自然災害 発災直後	施設破損	被害状況の 収集・報告		
10 分後	施設点検	本部構成員 の招集	施設点検 非常用発電機の稼働	
30 分後	破損概況報 告	破損部の応 急復旧対策 の検討 防災無線体 制に移行	破損部応急復旧 の検討・報告	防災無線による交信 備蓄品の準備
60 分後		国・県への 報告	通信環境の確保	備蓄品の提供
120 分後	破 損 報 告 (第 1 報)	国・県への 報告		
180 分後		応 援 ・ 派 遣 要 請	非常用発電設備の追加燃料調達の検討	

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成

## 【参考】① 空港事務所所有無線機一覧

No.	無線名	台数	備考
1	航空無線受信機（エアーバンド）	4	福井空港-RE 118.600
2	簡易用業務無線（管理福井）	6	空港内のみ使用可（要無線免許）
3	航空無線受信機（マルチバンドレシーバー）	1	航空無線受信用
4	特定小電力トランシーバー	4	グループ通信用（免許不要）

## ② 航空無線受信用アンテナ（写真）



## ③ 大阪航空局 RAG 無線局（写真）



## 4-5. 上下水道機能

## (1) 被害想定

- ・大規模地震（震度6）の発生により、空港ビル内上下水道管が損壊し、上水が供給停止、下水も機能停止。

## (2) 行動目標

- ・空港事務所職員およびA2-HQ構成員の飲料水を県備蓄飲料水（消防学校）から確保
- ・参集時において自宅からペットボトル等により飲料水を持ち込むよう通知
- ・空港事務所職員およびA2-HQ構成員の簡易トイレを県備蓄品（消防学校）から確保

## (3) 役割分担

＜表4-5：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福井空港事務所	・県備蓄品の調達方法を検討	・自衛隊や坂井市に対する給水車の派遣要請	・県備蓄品の追加調達の要請
福井空港（株）	・タンク容量の確保 ・飲料水及び簡易トイレの確保	・上下水道の緊急点検（機能喪失の原因究明） ・（必要に応じて）関係機関への飲料水の供給要請	・上下水道設備の復旧 ・上水の使用制限やトイレの使用可否について事業者に対する情報提供

## 【参考】地域防災基地（福井坂井地区：消防学校）の備蓄物資

No.	備蓄物資	数量	No.	備蓄物資	数量
1	食糧	4,620	12	給水タンク	1,200
2	アルファ米	5,040	13	毛布	3,500
3	カロリーメイト（坂井HWC）	3,000	14	幼児用紙おむつ	612
4	飲料水（5001）	8,832	15	大人用紙おむつ	680
5	食器セット	11,100	16	生理用品	150
6	粉ミルク（新生児用）	90	17	簡易トイレ	79
7	粉ミルク（9月以上用）	90	18	プライベートテント	79
8	粉ミルク（アレルギー）	60	19	排便収容袋	19,360
9	哺乳瓶	80	20	テント	15
10	浄水機	2	21	防水シート	1,150
11	移動かまど	2	22	仮眠用マット	20

＜表 4－5：タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	福井空港（株）	坂井合同庁舎
自然災害 発災直後	施設破損	被害状況の 収集・報告		
10 分後	施設点検	本部構成員 の招集	施設点検 非常用発電機の稼働	
30 分後	破損概況報 告	破損部の応 急復旧対策 の検討 県備蓄品の 調達	破損部応急復旧 の検討・報告	県備蓄品の提供
60 分後		国・県への 報告	通信環境の確保	備蓄品の提供
120 分後	破 損 報 告 (第 1 報)	国・県への 報告		
180 分後		応 援 ・ 派 遣 要 請	非常用発電設備の追加燃料調達の検討	

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成

## 4-6. 燃料供給機能

## (1) 被害想定

- ・大規模地震（震度 6）の発生により、周辺道路網が寸断し、空港への給油が停止。
- ・GSE 車両（Ground Support Equipment の略。グランドハンドリング作業に使用する器材の総称。）用の備蓄燃料が枯渇。

## (2) 行動目標

- ・非常用発電機燃料は 72 時間分を確保
- ・空港給油施設に JET-A1 燃料を概ね 10 kℓ程度を確保

## (3) 役割分担

＜表 4-6：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧日時
福井空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機の点検</li> <li>・給油施設の定期点検</li> <li>・除雪車両等の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水上商事(株)等燃料供給事業者から備蓄燃料の残量や被災状況に対する情報の収集・整理</li> <li>・関係機関（国や関係自治体等）に対する燃料の供給要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給油供給事業者に優先供給を依頼</li> </ul>
水上商事(株) （航空燃料供給事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク容量の確保</li> <li>・給油施設の日常点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給油施設の備蓄燃料および被災状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給油施設の応急措置及び機能回復</li> <li>・燃料の品質確認</li> </ul>
福井空港（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料供給事業者への優先供給の依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ . . . . .</li> </ul>
警察・消防・医療等 （当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）			

## 【参考】福井空港 地下タンク貯蔵所概要

- ① 設置者 福井県
- ② 危険物の類品名（指定数量）、最大数量  
第 4 類第 1 石油類 AVGAS （200L）10,000L  
第 4 類第 2 石油類 JET A-1 （1,000L）20,000L
- ③ 指定数量の倍数 70 倍
- ④ 位置、構造及び設備の基準に係る区分 危政令第 13 条第 2 項
- ⑤ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要  
危険物は地下タンクに貯蔵し、ポンプを通じて給油車に給油する。



&lt;表 4-6 : タイムテーブル&gt;

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	福井空港（株）	燃料供給事業者
自然災害 発災直後	施設破損	被害状況の 収集・報告		
10 分後	施設点検	本部構成員 の招集	施設点検 非常用発電機の稼働	施設点検
30 分後	破損概況報 告	破損部の応 急復旧対策 の検討 燃料残量の 確認	破損部応急復旧 の検討・報告 燃料残量の確認	破損部の応急復旧対 策の検討 燃料残量の確認
60 分後		国・県への 報告	通信環境の確保	備蓄品の提供
120 分後	破 損 報 告 (第 1 報)	国・県への 報告		
180 分後		燃料供給要 請	非常用発電設備の追加燃料調達の検討 燃料供給事業者への優先供給の依頼	

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成

#### 【参考】燃料供給を要請する設備・機材

- ① 航空機燃料（航空機燃料給油施設）
- ② 自家発電機（灯火施設・気象観測装置・事務室・防災無線）（軽油・ガソリン）
- ③ 規制区域内通行車両（軽油）
- ④ 化学消防車（軽油）
- ⑤ 医療資機材車（軽油）
- ⑥ 除雪車（軽油）※冬季
- ⑦ ストーブ（灯油）※冬季

## 4-7. 空港アクセス機能

## (1) 被害想定

- ・大規模地震（震度 6）の発生により、周辺道路網が寸断し、空港への車両通行が停止。
- ・大規模地震（震度 6）の発生により、鉄道の運行停止。

## (2) 行動目標

- ・航空事業者を坂井市指定避難所に避難させるため、2 時間以内に交通手段を確保
- ・職員および A 2-HQ 構成員の飲料水等備蓄品の供給のため、車両による消防学校までのアクセスを確保

## (3) 役割分担

&lt;表 4-7：関係機関の役割分担&gt;

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福井空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空事業者の避難先となる指定避難所の位置等を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所の開設状況等を坂井市に確認</li> <li>・県災害対策本部に道路破損状況等の情報提供を依頼</li> <li>・空港周辺道路の破損状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所への送迎</li> <li>・県災害対策本部に通行可能なアクセス道路の情報提供を依頼</li> </ul>
道路管理者 (連絡橋管理者含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス道路（連絡橋）の耐震性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス道路の被害状況の確認と福井空港事務所への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス道路（連絡橋含む）の機能回復</li> </ul>

&lt;表 4-7：タイムテーブル&gt;

経過時間	被災状況	対応者	
		空港事務所	道路管理者
自然災害 発災直後	施設破損	被害状況の収集・報告	
10 分後	施設点検	本部構成員の招集	施設点検
30 分後	破損概況報告	代替アクセス道路の検討	
60 分後		国・県への報告	
120 分後	破損報告（第 1 報）	国・県への報告	
180 分後		空港周辺の道路復旧要請	破損部の応急復旧対策の検討

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成

5-1. 非常時における発着調整計画

(1) 被害想定

- ・大規模地震（震度6）の発生により、福井空港の基本施設の一部が機能停止し、大幅な発着回数の制限が発生。

(2) 行動目標

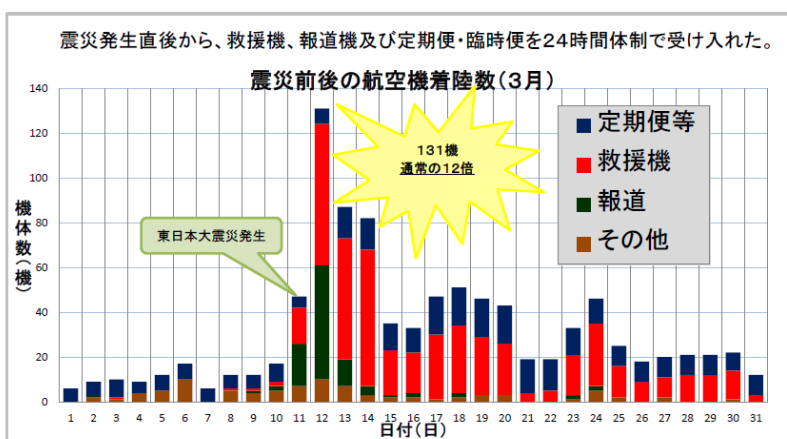
- ・自然災害発生後、できるだけ速やかにA2-HQ内に「福井空港緊急時発着調整事務局」を設置し、関係機関で調整を行い、発着枠の配分計画を策定。
- ・配分計画の作成に当たっては、防災・県警ヘリなど災害対応に従事する航空機の離発着を優先することとし、民間航空機の運行については72時間を目途に運航を再開。
- ・滑走路等の液状化による破損状況により、自走以外の手段で移動可能な回転翼に限定した運航とする。

(3) 役割分担

<表5-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福井空港事務所	・処理能力の制約要因（基本施設、空港ビル、管制施設等）に応じた対応策の検討	・「福井空港緊急時発着調整事務局」の設置及び運営	・当該空港での発着可能状況を示した表の作成と航空会社への通知 ・航空会社からのリクエストを取りまとめた配分計画表の決定
防災・県警ヘリ	・被災時における運航体制の検討	・被災現場への運行	・被災現場への運行
航空会社 (ハンドリング会社)		・航空機やGSE車両の被害状況の確認と福井空港事務所への報告	・民間航空機の運航再開に向けた調整及び利用者への周知

【参考】東日本大震災発生前後の福島空港の航空機の着陸状況



誘導路及び緑地帯に整然と並ぶ防災ヘリコプター

&lt;表 5 - 1 : タイムテーブル&gt;

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	県警・防災ヘリ	民間事業者
自然災害 発災直後	施設破損	被害状況の 収集・報告		
10 分後	施設点検	本部構成員 の招集	施設点検	施設点検
30 分後	破損概況報 告	破損部の応 急復旧対策 の検討 「福井空港 緊急時発着 調整事務局」の設置	被災箇所の連絡 被災者の救援（派遣要請） 福井空港事務所に損傷状況の報告	破損部の応急復旧対 策の検討 福井空港事務所に損 傷状況の報告
60 分後		国・県への 報告	救援場所の確認	機体点検
120 分後	破 損 報 告 (第 1 報)	国・県への 報告	救援のため離陸	
180 分後				

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成

### 【参考】福井空港における防災拠点の役割（福井県地域防災計画（震災対策編））

#### 第 5 防災ヘリコプター等の運用拠点としての福井空港および若狭ヘリポートの活用

災害の発生に伴い、近隣府県、自衛隊等の防災関係機関にヘリコプター等の航空機の出動を要請した場合、複数の航空機を効率的かつ安全に運用するための拠点として、福井空港および若狭ヘリポートの活用を図る。

#### 第 6 災害対策用ヘリポートの活用

あらかじめ指定した「福井県防災ヘリコプター場外離着陸場」の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、関係機関にその周知徹底を図る。

#### 第 7 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT 県調整本部の航空運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

## 5-2. 貨物施設復旧計画

## (1) 被害想定

- ・福井空港に貨物施設はなく該当なし。

## (2) 行動目標

## (3) 役割分担

&lt;表 5-2 : 関係機関の役割分担&gt;

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
〇〇空港事務所			
〇〇〇〇 (貨物施設の管理者)	貨物施設該当なし		
航空会社			

&lt;表 5-2 : タイムテーブル&gt;

経過時間	被災状況	対応者		
自然災害 発災直後	施設破損			
10分後	施設点検			
30分後	破損概況報告	貨物施設該当なし		
60分後				
120分後	破損報告 (第1報)			
180分後				

※被災状況は随時変化するもので、それに応じて関係機関の行動内容も変わっていくことを踏まえ、時系列での関係機関ごとの動きを把握するための表（タイムテーブル）を作成



### 5-3. 役割分担に関する協定

#### (1) 被害想定

- ・坂井市地域防災計画と同じ福井平野東縁断層帯を震源とする地震（マグニチュード 7.6：震度 6）の発生により、福井空港が機能停止となり、以下の被害が発生。

- ① 空港ビルライフライン 一部が停電。断水し、下水も使用不可。
- ② 空港ビル（耐震化未施工）使用不能
- ③ 交通機関の想定 鉄道が運休し、高速道路が通行止め。  
空港ビル内に滞留者が 10 人（すべて関係者）  
滞留。
- ④ 滑走路、誘導路等の基本施設 液状化により使用不可。

#### (2) 行動目標

- ・緊急時対応や滑走路等の空港施設の早期復旧に向けて、福井空港事務所と福井空港（株）がそれぞれ果たすべき役割を担いながら、連携・協同して対処。

#### (3) 役割分担

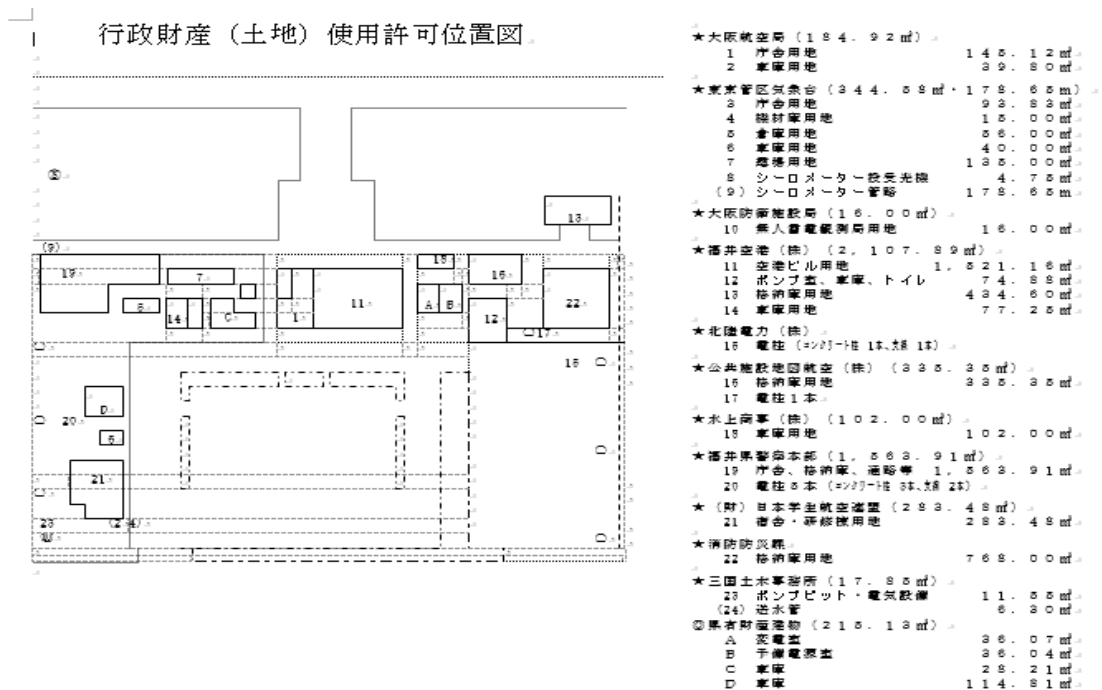
##### 1) 福井空港（株）

- ・空港の運営に必要な体制を整えていることから、危機管理を含めた空港運営に係る対応を担うべき役割
- ・自然災害発生時、空港全体を統括しながら、福井空港事務所と連携しつつ、主体的に事態に対処。

##### 2) 福井空港事務所

- ・公共的交通基盤としての空港機能の確保、自然災害への対応の実効性を高めるための組織横断的な取組、関係機関との連携の推進等の役割。
- ・事態が深刻化し、福井空港（株）による的確な事態収拾が難しいと判断される場合、福井空港（株）と連携しつつ、主体的に事態に対処。
- ・その場合、福井空港（株）に代わり現場の意思決定者を務める。

#### 【参考】福井空港事務所と福井空港（株）との施設所有状況



## 6. 外部機関との連携（協定の締結状況等：なお、締結文書のコピーを添付すること。）

県では、福井県地域防災計画に定める災害時の応急対策および復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、事前に民間団体等と災害時における応援協定等を締結

No.	締結先	協定名	所管課 (H31 現在)
1	(一社) 坂井郡建設業協会	災害時等における応急対策業務に関する細目協定	砂防防災課
2	(一社) 福井県建築工業会	災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定	建築住宅課
3	(一社) 福井県電業協会	災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定	建築住宅課

福井空港事務所では、航空機事故等における医療等の支援を要請するため以下のとおり協定書を締結。

No.	締結先	協定名	年月
1	(一社) 坂井地区医師会	福井空港医療救護活動に関する協定書	H18.4月
2	福井県警察航空隊 福井県防災航空事務所 財団法人日本学生連盟関西支部 水上商事株式会社 公共施設地図航空株式会社 福井空港株式会社	福井空港自衛消火救難隊に関する協定	H19.2月
3	国土交通省大阪航空局大阪航空事務所	大阪航空局大阪航空事務所と福井県福井空港事務所の間の情報交換に関する協定	R3.8月

## 7. 情報発信

### (1) 整理すべき情報と担当機関

- ・管理施設の被害及び復旧状況
  - 【福井空港事務所】
    - ① 滑走路等基本施設や灯火設備・給油施設の被害・復旧状況
    - ② 気象庁の指示の下、気象観測装置の被害・復旧状況
  - 【福井空港㈱】
    - ① 空港ビルの被害・復旧状況
    - ② 福井空港㈱所有の格納庫等の被害・復旧状況
  - 【国土交通省大阪航空局】
    - ① RAG 用無線局の被害・復旧状況
  - 【空港事業者】
    - ① 所有する格納庫等の被害・復旧状況
  - 【(一社) 東海・関西学生航空連盟】
    - ① 所有する施設の被害・復旧状況
- ・空港内の滞留者の状況
  - 【福井空港 (株)】
    - ① 空港事業者の滞留者の状況
- ・地震や津波等の自然災害の状況
  - 【気象庁東京航空地方气象台】
    - ① 気象観測装置の被害・復旧状況
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況
  - 【公共施設地図航空㈱】
    - ① 機体の被害・復旧状況および運航計画・運行状況
  - 【(一社) 東海・関西学生航空連盟および常駐機を管理する団体】
    - ① 機体の被害・復旧状況および運航計画・運行状況
- ・空港ビルや駐車場の運用状況
  - 【福井空港 (株)】
    - ① 空港ビルの運用状況
  - 【福井空港事務所】
    - ① 駐車場の運用状況
- ・空港アクセスの運行状況
  - 該当事業者なし
- ・空港周辺の道路状況
  - 【坂井警察署】
    - ① 空港周辺の道路交通状況
  - 【三国土木事務所・坂井市】
    - ① 空港周辺の道路の破損・復旧状況】

## (2) 情報の集約と発信

①上記(1)で整理された情報について、総合対策本部で集約。

併せて、多言語(英語、中国語、韓国語等)による情報提供に向けた体制を構築。

## 【福井空港 A2-HQ の組織】

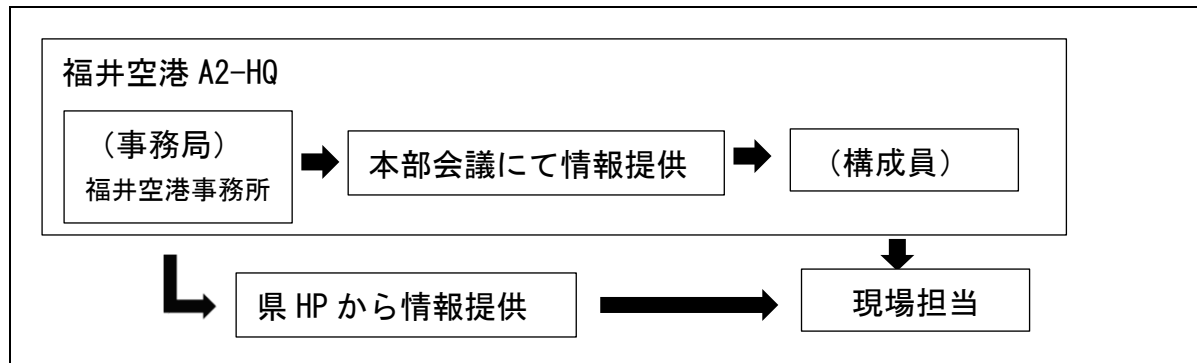
No.	構成団体名	主な担当	連絡先	
			電話	メール
1	県福井空港事務所	事務局	0776-51-4066	kuukou@pref.fukui.lg.jp
2	福井空港(株)	ビル管理	0776-51-0590	
3	県防災航空事務所	防災ヘリ	0776-51-6945	
4	県警察航空隊	県警ヘリ	0776-51-0928	
5	公共施設地区航空(株)	常駐事業者	0776-51-6661	
6	水上商事(株)	給油施設受託者	0776-51-6640	
7	県港湾空港課	県庁窓口	0776-20-0448	kowan@pref.fukui.lg.jp
8	坂井市	管轄災害窓口	0776-50-3013	kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp
9	ドクターヘリ業務受託者	ドクターヘリ	0776-51-8280	

※メール・電話・FAX等の手段及び連絡先まで記載。なお、別途、フロー図等を添付しておくことが望ましい。

↓

②集約した情報を「A2-HQ」の各構成員に提供。なお、その情報は現場の担当レベルまで正確に共有。併せて、以下に対しても上記情報を提供

## 【構成員への情報提供】



## 【構成員以外の団体への情報提供】

- 大阪航空局災害対策本部  
安全企画・保安対策課 電話番号 06-6949-6212  
国土交通省航空局災害対策本部  
安全企画課 電話番号 03-5253-8696 (大阪航空局から伝達)
- 東京航空地方気象台 観測課  
電話番号 03-5757-9699
- (一社) 東海・関西学生航空連盟他常駐機を管理する団体

↓

【機密性 2 情報】

③「A 2 - HQ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に影響する資料を作成し、県災害対策本部を通じて情報を発信。

【県政記者クラブ】

No.	名称	連絡先	No.	名称	連絡先
1	朝日新聞社	0776-22-0910	8	日本放送協会	0776-28-8850
2	共同通信社	0776-57-1040	9	福井新聞社	0776-57-5111
3	産経新聞社	06-6633-9811	10	福井テレビ	0776-2-2233
4	時事通信社	0776-57-1640	11	福井放送	0776-57-7802
5	中日新聞社（日刊県民福井）	0776-22-0950	12	北陸放送	0776-22-1206
6	日刊工業新聞	0776-43-1385	13	毎日新聞社	0776-24-0074
7	日本経済新聞社	0776-22-3490	14	読売新聞社	0776-22-5220

※情報発信手段（メール・FAX等）及び連絡先を記載。

併せて、全ての関係機関（空港事務所、福井空港（株）等）の Web サイトに同じ情報を掲載（関係機関が有する SNS 等のツールも活用）。

※マスコミへの対応にあたっては、広報窓口を福井県災害対策本部一元化する。

【参考】福井空港事務所ホームページ

福井県 組織・部署から探す | サイトマップ | サイト内検索 検索したい単語を入力してください 検索

くらし・環境 医療・福祉 しごと・産業 観光・文化 教育・子育て 県政情報

ホーム > 所属情報一覧 > 港湾空港課 > 福井空港事務所

港湾空港課

**福井空港事務所**

最終更新日 2019年12月27日 | ページID D023520 印刷

**業務内容**

- 空港維持管理に関すること
- 空港保安に関すること
- 空港制限区域に関すること
- 空港振興事業に関すること
- 空港活用にに関すること
- 福井空港気象観測所に関すること

**目次**

- お知らせ
- 空港の概要
- アクセス
- 施設概要
- 利用料金
- 申請書様式ダウンロード

**【福井空港事務所 HP アドレス】**  
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fukui-airport/index.html>

④滞留者に対しても、福井空港株がWebサイトやSNS等を活用して継続的な情報を提供。

※ 空港ビル内に掲示板を設置し、順次、情報を更新。

ただし、滞留者を福井空港事務所から坂井市臨時避難所に搬送するまでの間とする。

## 8. 訓練計画

### (1) 訓練の実施

- ・「A2-HQ」主催の訓練を、毎年9月を目途に行う。
- ・訓練の企画・立案は福井空港事務所長が行う。
- ・訓練の実施に当たっては、A2-HQ 構成員で構成する「福井空港 A2-BCP 関係会議」を開催し、実施方針（目標）や訓練内容について協議する。
- ・訓練の実施後、「福井空港 A2-BCP 関係会議」を開催し、参加機関の要望や提案等を募る。
- ・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて、A2-BCP の改訂を行う。

#### 【参考】 1 関係機関と連携して行う主な訓練

No.	名称	実施月
1	㊦A2-BCP 訓練	9 月
2	テロ対応訓練	10 月
3	航空機事故対応訓練	11 月

#### 2 福井空港が行う主な訓練

No.	名称	実施月
1	地震訓練	11 月
2	台風訓練	6 月
3	大雪（除雪）訓練	11 月
4	消防訓練	毎月
5	給油施設訓練	11 月

### (2) 日常点検の実施

- ・福井空港事務所、福井空港㈱は、最低年に1回、非常用電源の稼働確認を行うこととし、実施日はA2-BCO 訓練当日とする。
- ・福井空港事務所、福井空港㈱は、最低年に1回、非常食、飲料水、非常用トイレ、毛布等、備蓄品の確認を行うこととし、実施日はA2-BCP 訓練までに行う。  
ただし、職員用非常食等は坂井合同庁舎から調達するため、保管管理部署に管理状況を電話等にて確認する。
- ・福井空港事務所、福井空港㈱は、最低年に1回、法令点検を必要としない非常用機器の動作確認を行うこととし、実施日はA2-BCP 訓練までに行う。

#### 【参考】 福井空港が行う主な設備点検

No.	名称	実施月
1	維持管理更新計画に基づく定期検査	定時点検
2	(滑走路等：巡回点検Ⅰ)	3 回/年
3	(滑走路等：巡回点検Ⅱ)	4 回/年
4	(着陸帯、場周道路等)	1 回/年
5	非常用発電機（防災無線・灯火設備）	1 回/年
6	灯火設備	1 回/年
7	気象観測設備	日点検



## 9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

### (1) 基本施設

福井空港事務所 [事務職 4 名、電気職 1 名]

- ・ただし、大規模な災害復旧工事に当たっては、県財務規則第 183 条第 2 項に基づき、庁内関係課に監督および検査を依頼する。

### (2) 無線施設

福井空港事務所 [事務職 4 名、電気職 1 名]

- ・ただし、大規模な災害復旧工事に当たっては、県財務規則第 183 条第 2 項に基づき、庁内関係課に監督および検査を依頼する。
- また、大阪航空局所管 RAG 装置については、大阪航空局に対し復旧工事を要請。

### (3) 灯火・電気施設

福井空港事務所 [事務職 4 名、電気職 1 名]

- ・ただし、大規模な災害復旧工事に当たっては、県財務規則第 183 条第 2 項に基づき、庁内関係課に監督および検査を依頼する。

### (4) 旅客ターミナルビル

福井空港（株） [事務職 1 名]

- ・ただし、大規模な災害復旧工事に当たっては、出資者である県において施工方法等について協議する。

#### 【参考】工事工種ごとに監督・検査を依頼する関係課

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ① 滑走路、駐車場等土木施設  | 港湾空港課              |
| ② 空港ビル、格納庫等建築施設 | 建築住宅課              |
| ③ その他           | 港湾空港課を通じて災害対策本部と調整 |

## 10. 外部機関との連携

## (1) 県災害対策本部が締結する協定

## ア 災害時等における応急対策業務に関する細目協定

## 災害時等における応急対策業務に関する細目協定

福井県三国土木事務所、福井県福井港湾事務所、福井県福井空港事務所、福井県坂井農林総合事務所、福井県畜産試験場および福井県産業労働部公営企業課(坂井地区水道管理事務所、テクノポート福井浄化センター) (以下「甲」という。)と一般社団法人坂井郡建設業協会(以下「乙」という。)は、令和2年6月8日に福井県と一般社団法人福井県建設業協会とが締結した「災害時等における応急対策業務に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)第9条の規定に基づき、応急対策業務の実施に関する細目事項について次のとおり協定を締結する。

## (応急対策業務の区域および体制)

- 第1条 甲は、地域の実情を考慮し、その所管する管内をいくつかの区域に分割し、基本協定第3条に規定する業務を実施させるものとする。
- 2 甲および乙は、協議の上、前項に規定する業務の区域ごとに、業務を担当する業者(以下「区域担当者」という。)を2社以上置くものとする。
- 3 第1項に規定する業務を実施する区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、前項に規定する区域担当業者は同表の右欄に掲げる業者とする。
- 4 甲および乙は、情報連絡網を別途定めるものとする。
- 5 甲および乙は、協議の上、第1項から前項までの規定により定めた事項を変更することができる。

## (業務従事業者の選定)

- 第2条 甲は、公共土木施設等が被災し、または特定家畜伝染病が発生した場合に業務を必要とするときは、必要に応じ乙の助言を求め、区域担当業者のうちから業務に従事する業者(以下「業務従事業者」という。)を選定するものとする。この場合において、甲は、被災状況を考慮して特に必要があると認めるときは、区域担当業者以外の業者のうちから業務従事業者を選定することができるものとする。

## (業務に関する契約の締結)

- 第3条 甲および業務従事業者は、業務の実施に当たっては、直ちに業務の請負について覚書を締結するものとする。
- 2 甲および業務従事業者は、緊急の必要があるときは、前項の規定に関わらず、口頭により、出勤の要請および応諾をすることができる。この場合において、甲および業務従事業者は、遅滞なく覚書を締結するものとする。
- 3 甲および業務従事業者は、前2項の規定により覚書を締結したときは、速やかに、業務の契約締結手続に着手するものとする。

(業務の実施)

- 第4条 甲は、第2条の規定により選定された業務従事者に対し、業務の実施に関して、その具体的な内容を指示するものとする。
- 2 前項の規定により甲の指示を受けて実施する業務は、原則として仮応急にかかるものとし、緊急かつ最低限のものとする。
  - 3 業務従事者は、公共土木施設等の機能の復旧もしくは確保または特定家畜伝染病の早期終息のため業務を実施することが特に必要であると認めるときは、甲の了解を得たうえで業務を実施することができる。この場合において、業務従事者は、遅滞なく当該実施した業務の内容を甲に報告するものとする。
  - 4 第2項の規定は、前項の規定により実施する業務について準用する。
  - 5 業務にあたる作業員は、労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられる者に限ることとする。
  - 6 業務従事者は、現場代理人および主任技術者を現場に配置し、甲に報告するものとする。

(業務中の安全確保)

- 第5条 業務従事者は、業務中における安全確保を全てに優先させ、関係法令に基づいて適切な措置を講じることとする。
- 2 業務従事者は、現場が危険な状況と判断した場合は、第三者および作業員等の人命の安全確保を全てに優先させ、直ちに甲に連絡することとする。

(業務の報告)

- 第6条 業務従事者は、業務の進捗状況を適時に甲に報告するものとする。
- 2 業務従事者は、公共土木施設等の被災状況および実施した工事の内容がわかる写真、当該工事に要した費用およびその費用の積算根拠ならびに業務に関する記録を整理し、速やかに、これらを甲に提出するものとする。

(効力)

- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。
- 2 この協定は、甲乙双方に意義のない場合は、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

(その他)

- 第8条 この協定に疑義が生じたとき、または定めのない事項は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

附 則

本協定の締結に伴い、「災害時における公共土木施設の応急対策に関する細目協定の一部変更」（平成27年5月13日）は、廃止とする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月8日

甲 福井県坂井市三国町水居17-45  
福井県三国土木事務所

所長 神門 博文



福井県坂井市三国町黒目32-2-1  
福井県福井港湾事務所

所長 河寄 輝義



福井県坂井市春江町江留中50-1-2  
福井県福井空港事務所

所長 仲橋 欣哉



福井県坂井市三国町水居17-45  
福井県坂井農林総合事務所

所長 田中 英典



福井県坂井市三国町平山68-34  
福井県畜産試験場

場長 松谷 隆広



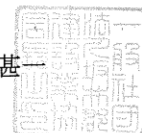
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県産業労働部公営企業課

課長 中津 学



乙 福井県あわら市二面2-701  
一般社団法人 坂井郡建設業協会

会長 笥 甚一



## 別表

## あわら市

◎区域長、○副区域長

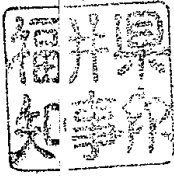
業務実施区域	区域担当業者			
旧金津町地区	◎(株)杉田組 近藤建設(株)	○(株)牧島組 (株)榊組	(株)石川工務店 土田土建(株)	角谷木材建設(株) (株)山口土木
旧芦原町地区	◎立田建設(株) 赤尾建設(有)	○(株)山田組	(株)姉崎組	平成建設(株)

## 坂井市

◎区域長、○副区域長

業務実施区域	区域担当業者			
旧三国町地区	◎大嶋建設(株) (株)半澤組	○(株)西端組 (株)吉島組	(有)池三建設 (有)加戸土建	(株)高橋組 日東開発(株)
旧丸岡町地区	◎(株)カケヒ (株)大森組 竹野建設(株) (株)ナルカ建設	○(株)森土建 栄土建 (株)川健土木 和宏建設(株)	丸岡土建(株) (株)竹山建設 (株)グリーンシェルター (有)北山組	(株)松浦組 (有)月城組 (株)東組 (有)藤倉組
旧坂井町地区	◎(有)高島土建 (株)江川組	○兵庫建設(株) (株)佐藤土建	(株)稲沢組 (株)塚谷建設	(株)伊藤工務店
旧春江町地区	◎(株)豊岡工務店 (株)豊岡組	○(株)坂本土建 長谷川造園(株)	(有)カワバタ建設 立成建設(株)	(株)新谷

イ 災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定



災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県建築工業会（以下「乙」という。）とは、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象により、福井県内に甲が管理する建築物および敷地（以下「県有建築物」という。）が被災した場合、機能の発揮に影響を与える場合（以下「災害時」という。）における、乙の県有建築物への応急対策業務および地震時の応急危険度判定士の派遣（以下「応急対策業務等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する業務等に関して必要な事項を定め、迅速かつ円滑に応急対策業務等を実施することを目的とする。

（応急対策業務等）

第2条 甲が乙に要請する応急対策業務等の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）災害時における県有建築物の被害状況の建築技術者による調査・的確な判断および報告に関すること。
- （2）被災した県有建築物の応急措置、その他県有建築物の機能の確保または回復を図るための措置に関すること。
- （3）福井県震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づく「応急危険度判定士」の派遣に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める応急対策業務等に関すること。

（協力）

第3条 乙は、甲から応急対策業務等の要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力、実施するものとする。

（対象施設）

第4条 第2条第1号および第2号の応急対策業務の対象とする県有建築物は、福井県震災対策計画に規定する防災上重要な建築物とする。

（県有建築物の応急対策業務に係る協力要請）

第5条 甲は、第2条第1号および第2号に基づく業務を乙に要請するときは、応急対策業務協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、災害の状況および第2条に規定する業務の実施に必要な情報を乙に提供する。



3 乙は、第 1 項の要請を受けた時は、応急対策業務実施会社通知書（様式第 2 号）により甲に当該業務を実施する乙の会員（以下「会員」という。）名等を通知する。ただし、緊急を要するときは口頭で通知し、その後速やかに文書を送付する。

（応急対策業務の実施）

第 6 条 乙は、第 2 条第 1 号に基づく被害状況の調査を行った場合には、調査実施後、速やかに被害状況調査報告書（様式第 3 号）により甲に報告する。

2 甲および乙は、第 2 条第 2 号に基づく応急措置が必要な場合には、その内容について応急措置覚書（様式第 4 号）を作成した後、応急措置を実施する。

（費用負担）

第 7 条 第 2 条第 1 号に掲げる業務の費用は、原則として乙が負担する。

2 第 2 条第 2 号に掲げる業務の費用は、甲が負担する。

（従事者に対する補償）

第 8 条 業務の従事した者が当該業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙がその者に対して補償を行う。

（応急危険度判定士の派遣）

第 9 条 第 2 条第 3 項に基づく応急危険度判定士の派遣の要請、費用負担および補償等については、別に定める応急危険度判定に関する各要領等の規定による。

（協力体制）

第 10 条 乙は、業務を迅速かつ的確に実施するため、災害時等の連絡体制表を毎年あらかじめ甲に提出する。また、変更があった場合はその内容を遅滞なく報告する。

（留意事項）

第 11 条 甲および乙は、具有建築物の応急対策業務の実施にあたって、災害時に必要な他の業務の緊急性に配慮する。

2 甲および乙は、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を、漏えいまたはその他の目的に使用してはならない。

（協定の期間および更新）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間満了の日から有効期間を 1 年間延長する。



こよ  
緊  
速  
て  
合  
に  
ら  
な  
の  
の  
期

(その他)

- 第13条 この協定について疑義が生じたとき、または定めのない事項は、その都度、甲および乙が協議して定める。
- 2 この協定に関する担当者は、甲にあつては福井県土木部建築住宅課営繕室長、乙にあつては、一般社団法人福井県建築工業会会長とする。

附 則

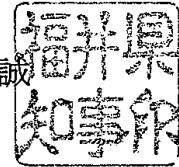
平成23年6月23日に締結した本協定を、平成30年8月30日に一部改定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年8月30日

甲 福井県知事

西川 一 誠



乙 一般社団法人 福井県建築工業会

会長 見谷 貞次



ウ 災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定

災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定書

福井県(以下「甲」という。)と一般社団法人福井県電業協会(以下「乙」という。)とは、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象により、福井県内に甲が管理する建築物および敷地内の電気設備(以下「県有電気設備」という。)が被災した場合、機能の発揮に影響を与える場合(以下「災害時」という。)における、乙の応急対策業務に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う県有電気設備の機能確保および復旧に対し、乙が支援する業務に関して、必要な事項を定め、その県有電気設備の迅速な復旧を図ることを目的とする。

(業務の内容)

第2条 甲が乙に要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における県有電気設備の損壊箇所等の被害状況把握および報告に関する業務
- (2) 災害時における県有電気設備の応急対策措置に関する業務、その他県有電気設備の機能の確保または回復を図るための措置に関する業務
- (3) その他甲が特に必要と認める業務

(対象施設)

第3条 前条第1号および第2号の応急対策業務の対象となる県有建築物は、福井県震災対策計画に規定する防災上重要な建築物とする。

(協力要請)

第4条 甲は、第2条の要請を行うときは、文書により業務の内容を明示して、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときには口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、災害の状況その他第2条に規定する業務の実施に必要な情報を乙に提供するものとする。

(実施)

第5条 乙は、甲から業務の要請があったときは、当該応急対策業務を実施する会員を選定し甲に報告するほか、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

2 乙が業務を行おうとする場合において、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙は甲に連絡をとり、その指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、甲に対し、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員および期間
- (2) 使用した機械および稼働時間
- (3) 消費した資材および燃料
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。ただし、第2条第1号に掲げる業務については、原則として乙の負担とする。

(従事者に対する損害賠償)

第8条 業務に従事した者が当該業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙がその者に対する補償を行う。

(協力体制)

第9条 乙は、業務を迅速かつ的確に実施するため、業務に携わる者、災害時の連絡網をあらかじめ甲に提出するものとする。また、変更があった場合はその都度報告するものとする。

(協定の期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも特段の申し出がなされないときは期間満了の日から、有効期間を1年間延長することとする。

(その他)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、または定めのない事項は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

2 この協定に関する担当者は、甲にあつては福井県土木部建築住宅課営繕室長、乙にあつては一般社団法人福井県電業協会会長とする。

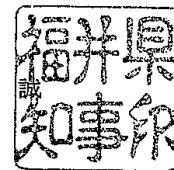
附 則

平成21年5月18日に締結した本協定を、平成30年8月30日に一部改定する。

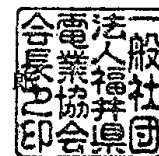
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年8月30日

甲 福 井 県 知 事 西 川 一



乙 一般社団法人 福井県電業協会  
会 長 伊 藤 仁 一



(2) 福井空港事務所が締結する協定

ア 福井空港医療救護活動に関する協定書

福井空港事務所長（以下「甲」という。）と社団法人坂井郡医師会長（以下「乙」という。）は、福井空港およびその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、福井空港およびその周辺において航空機事故が発生した場合またはその恐れがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、福井空港およびその周辺において航空機事故が発生した場合またはその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときには、乙に対しその内容を通報すると共に、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師および看護師の派遣または待機の要請を行うものとする。

(医療救護要員の派遣および待機)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣または待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置および必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否および順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資器材の提供)

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材を提供するものとする。

(消火救護訓練)

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡すると共に、必要に応じ医師および看護師の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第8条 医師または看護師が医療救護活動または訓練参加において二次的災害を被った場合には、別途協議して定めるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の遂行に当たって疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成16年11月1日から平成17年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以降も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成16年11月 1日

甲 福井空港事務所  
所長 加藤 英雄 印

乙 (社)坂井郡医師会  
会長 嶋田 貞博 印

## イ 福井空港自衛消火救難隊に関する協定

## 福井空港自衛消火救難隊に関する協定

福井空港内の関係行政機関および事業所を有する団体（以下「協力事業主」という。）は、福井空港（以下「空港」という。）およびその周辺における消火救難活動について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港およびその周辺における航空機に関する事故ならびに火災もしくは空港におけるその他の火災が発生し、又は発生する恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、協定事業主の職員をもって構成する福井空港自衛消火救難隊（以下「自衛消火救難隊」という。）が緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を行い、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協定事業主の責務）

第2条 協定事業主は、この協定の定めるところにより、相互に協力し必要な措置を遂行する責務を有する。

（構成等）

第3条 自衛消火救難隊は、隊長、副隊長のほか、次の各班をもって構成する。

- (1) 連絡通報班
- (2) 警備誘導班
- (3) 消火救護班

2 隊長は、福井空港事務所長（以下「事務所長」という。）をもって充てることとし、副隊長には福井県防災航空事務所長（以下「防災事務所長」という。）をもって充てる。

3 隊長、副隊長および各班の任務・構成は、別表1のとおりとする。

（協力）

第4条 協力事業主は、隊長の指示があるときは隊員の派遣および車両等の提供について協力しなければならない。

（行動の基準）

第5条 隊員は、緊急事態が発生したときは、関係法令および「事務所長」が別に定めるもののほか、この協定に基づき行動するものとする。

（急報）

第6条 隊員は、緊急事態を発見したときは、被害防止に努めると共に隊長および別表2に定める関係機関に急報しなければならない。

（警報）

第7条 隊長は、緊急事態が発生したときは、隊員への警報伝達を行うものとする。

（集合及び指示）

第8条 隊員は、前条の警報伝達があったときは、速やかに緊急事態の現場または隊長の指示する場所に集合し、その指示に従うものとする。



(防火衣等の着用)

第9条 隊員は、消火活動に従事するときは、安全確保のため所定の防火衣・安全帽等を着用しなければならない。

(協定事業主の措置)

第10条 各協定事業主は、緊急事態が発生した場合、職員がこの協定に基づく消火救難活動に協力することを周知しておくものとする。ただし、福井県警察航空隊隊員、福井県防災航空隊隊員および福井県ドクターヘリ隊員にあつては、災害出動等本来の業務遂行を優先する。

2 前項のほか、協定事業主は、緊急事態発生時における事業所内の指示系統および伝達方法を明確にしておくものとする。

(災害補償)

第11条 消火救難活動に伴い隊員に人的災害があつた場合は、協定事業主の責任において、災害補償するものとする。

(費用負担)

第12条 消火救難活動のために要する経費は、原則として緊急事態発生の原因を有する者の負担とし、この原則により難しい場合は、関係者間において協議して定める。

(訓練)

第13条 自衛消火救難隊は、事務所長の定める福井空港消火救難業務要領(IV)訓練により、定期的に訓練を実施するものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。



この協定書は8部作成し、協定事業主がそれぞれ1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成19年3月1日から施行する。

この協定は、令和3年5月24日から施行する。

令和3年5月24日

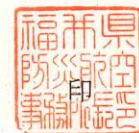
福 井 県 福 井 空 港 事 務 所 長



福 井 県 警 察 航 空 隊 長



福 井 県 防 災 航 空 事 務 所 長



一般社団法人東海・関西学生航空連盟 理事長



水 上 商 事 株 式 会 社 代 表 取 締 役



公 共 施 設 地 図 航 空 株 式 会 社 代 表 取 締 役



福 井 空 港 株 式 会 社 代 表 取 締 役



セ ン ト ラ ル ヘ リ コ プ タ ー サ ー ビ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役



別表1

福井空港自衛消火救難隊の各班の任務

班名	担 当 業 務	班 の 構 成
	1 消火救難に関する総括 2 各班の指揮	隊長 (県福井空港事務所長)
		副隊長 (県防災航空事務所長)
連 絡 通 報 班	1 各班への通報および連絡調整動員要請に関する事 2 嶺北消防本部、医療機関、坂井警察署、港湾空港課など 関係機関への発生状況の通報に関する事。 3 消防車、救急車等の誘導に関する事。 4 災害状況の収集に関する事。 5 報道機関（広報）に関する事。 6 避難者家族の接遇に関する事。 7 航空局等関係部局への通報および航空情報への発出に 関する事。 8 東京航空地方気象台等関係部局への通報に関する事。	福井県福井空港事務所
警 備 誘 導 班	1 空港利用者および見学者に係る警務に関する事。 (Nゲートにて待機) 2 事故現場の保全に関する事。 注1 3 外来者の規制に関する事。 注1 4 事故報告に係る資料作成に関する事。	福井県福井空港事務所
		福井県警察航空隊
		注1 坂井警察署
消 火 救 護 班	1 消火器材による初期消火に関する事。 2 乗客の救出に関する事。 3 破壊機材利用による乗客の救出に関する事。注2 4 乗客の避難誘導に関する事。	福井県防災航空事務所
		福井県福井空港事務所
		公共施設地図航空(株)
		注2 嶺北消防組合消防 本部
	5 応急手当場所の確保に関する事。 6 医療資器材の搬出に関する事。 7 負傷者の搬出に関する事。 8 負傷者の応急看護に関する事。 注2 9 病院への移送に関する事。 注2	福井県福井空港事務所
		福井県防災航空事務所
		セントラルヘリコプター サービス(株)
		福井空港(株)
		水上商事(株)
公共施設地図航空(株)		
(財)日本学生航空連盟		

注1については坂井警察署、注2については嶺北消防組合消防本部が中心となり行う業務である。  
しかしながら、警察・消防機関到着前では、担当事務所が協力し行うものとする。

ウ 大阪航空局大阪航空事務所と福井県福井空港事務所の間の情報交換に関する協定

大阪航空局大阪空港事務所と福井県福井空港事務所の間の  
情報交換に関する協定

大阪航空局大阪空港事務所管制保安部長と福井県土木部長は、福井空港に係る航空機の航行を援助するため、情報交換について、次のとおり協定する。

第 1 条 (目的)

この協定は、大阪航空局大阪空港事務所管制保安部航空管制運航情報官（以下、「運情官」という。）と福井県福井空港事務所（以下、「空港事務所」という）の間において、福井空港に係る航空機の航行を援助するため、相互に交換する情報の内容及び方法を定め、もって航空機の安全かつ円滑な運航を確保することを目的とする。

第 2 条 (情報交換の手段)

運情官と空港事務所の間の情報交換は専用加入電話及び F A X を使用するものとし、専用加入電話が不通の場合は一般加入電話を使用するものとする。  
各電話番号は別紙のとおりとする。

第 3 条 (空港事務所から運情官へ通報する情報)

空港事務所は、福井空港の運用開始前、運用時間中の適宜必要な時期及び運情官からの要請に基づき、次の情報を運情官に通報するものとする。

- (1) 飛行場面の点検及び着陸帯・航空機移動区域の状態の通知
- (2) 航空機の航行に影響を及ぼすと認められる着陸帯及び航空機移動区域への人及び車両の入出に関する情報
- (3) 空港事務所が管理する航空保安施設の運用状況
- (4) 空港の運用時間に関する事
- (5) 雪氷調査の結果
- (6) 空港使用許可を与えた航空機に関する情報
- (7) その他、必要と認められる情報

第 4 条 (運情官から空港事務所へ通報する情報)

運情官は、福井空港に係る次の情報を適時、空港事務所に通報するものとする。

- (1) 福井 R A G の開局及び閉局
- (2) 使用滑走路
- (3) 航空機の呼出符号

- (4) 航空機の到着等の予定時間
- (5) その他、必要と認められる情報

第5条（緊急機に関する情報）

運情官及び空港事務所は、福井空港に係る航空機及び福井空港周辺を航行する航空機が緊急な状態にあるか、又はその恐れがある旨を知り得た場合、次の情報のうち入手できた情報を相互に連絡するものとする。

- (1) 航空機の呼出符号、型式及び特徴
- (2) 機長の意向及び必要とする援助
- (3) 福井空港に係る着陸等の予定時刻
- (4) 緊急な状態の概要
- (5) 航空機の現在位置、高度及び残燃料
- (6) 搭乗者数
- (7) その他、必要と認められる情報

第6条（通信設定のできない航空機に関する情報）

1. 運情官は、予定時刻等を過ぎても通信設定できない航空機がある場合、次の情報を空港事務所に通報するものとする。

- (1) 航空機の呼出符号、型式及び特徴
- (2) 航空機の予想される位置及び福井空港に係る到着等の予定時刻
- (3) その他、必要と認められる情報

2. 空港事務所は、運情官からの連絡に対し、次の情報のうち入手できた情報を運情官に通報するものとする。

- (1) 航空機の動向
- (2) 機長の意向及び必要とする援助
- (3) その他、必要と認められる情報

第7条（情報交換の確認）

運情官及び空港事務所は、情報交換を行った場合、相互に担当者の名前（イニシャル等）を交換するものとする。

第8条（その他）

この協定に記載されていない事項、疑義が生じた場合、又は改廃を要する場合は双方で協議するものとする。

(附則)

- 1 この協定は、令和3年10月1日から発行する。
- 2 この協定は、本書を2通作成し双方それぞれ1通を保管する。

令和3年 8月31日

大阪航空局大阪空港事務所管制保安部長

向 後 修 一



福井県土木部長

西 出 俊 亮





別紙

令和3年10月1日現在

連絡先

大阪航空局大阪空港事務所管制保安部 航空管制運航情報官

専用電話	06-6843-1079	(部外秘)
一般電話	06-6843-1124	
FAX	06-6843-1513	
e-mail	cab-itm_ops@mlit.go.jp	

福井空港事務所

専用電話	0776-51-5574	(部外秘)
一般電話	0776-51-0580	
FAX	0776-51-4102	

問合せ先

福井県福井空港事務所  
坂井市春江町江留中 50-1-2  
電話 (0776) 51-4066  
FAX (0776) 51-4102  
E-Mail [kuukou@pref.fukui.lg.jp](mailto:kuukou@pref.fukui.lg.jp)

あらかじめ、  
幸せだったらいいな。



【福井空港】

- 空港略号 R J N F
- 通信 1 1 8 . 6 ( A / G F u k u i R a d i o )